

余力の運用規程 意見募集の結果（ご意見一覧）

No	意見提出対象	対象ページ番号 または条番号	お申し出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	余力の運用規程	余力の運用規程第24条 (24ページ)	意見	揚水動力または蓄電池（蓄電）を用いる場合、余力活用に関する契約にもとづく設定単位は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により決定するものと理解しています。 (基本的には、ネガポジ型リソースとして、ネガポジリスト・パターンになるものと思われませんが)蓄電池が単独発電機と見做された場合には、需要調達計画を提出する必要があるとのことですが、需給調整市場においては需要調達計画は提出しておらず、かつ、相対契約などで小売電気事業者から、電力調達を行う場合には、需要BGの代表契約者とならないため、基準値計画を提出することをもって需要調達計画の提出を不要と整理することはできないでしょうか。			契約受電電力1,000kW以上の揚水動力、蓄電池（蓄電）で需給調整市場で参入する場合は、原則、電源等種別で「揚水」または「蓄電池」を選択していただけます。 また、揚水動力、蓄電池（蓄電）で需給調整市場に参入する場合は、インバランス量の算定を適切に行う為、属地エリアの一般送配電事業者にご相談のうえ、個別に電力広域的運営推進機関より事業者コードを発番したうえで需要調達計画を提出いただいております。 余力活用に関する契約においても同様の対応をお願いいたします。
2	余力活用ガイド	全般	意見	余力活用については、需給調整市場と同等の条件になることから、需給調整市場に関する意見が提出され、これによる見直しがなされた場合、同内容について同様に余力活用にも反映いただきたい			反映いたします。
3	余力活用ガイド	15スライド	意見	専用線オンライン工事について、オンライン工事以外に必要な機器(プロトコルやパルス変換器?)等の情報や必要コスト等を目安・例だけでも開示いただきたい (現状では情報量が少なすぎて、投資判断ができないため)			専用線オンラインの敷設に必要な機器や必要コストについては、アクセス条件等により異なりますので、詳細については属地エリアの一般送配電事業者にご相談ください。
4	余力活用ガイド	20スライド	確認	変更箇所の前の文章から、「余力活用契約の対象は、原則単独BG」と理解致しました。 →複数電源の全てが調整電源の場合には（3番目の図のように）発電場所の全体で括るだけでよく、発電機毎に1BGとすることは不要（希望しても不可）の認識でよいか？ ※本改訂とは直接の関係は無く、前後の既存記載に関するご質問になります。			余力活用に関する契約を締結するにあたり、発電計画の提出単位、指令受領単位、実績計量単位は一致させる必要がございます。 当該条件を満たしている場合は、1発電場所で1BGとすることが可能です。
5	余力活用ガイド	52スライド	確認	四角囲みには、「商品相当区分において三次調整力①または二次調整力②を選択する場合、簡易指令システム電源等の実績データは、当該コマの終了時刻までに送信してください。」とあるが、下のイメージ図には、「当該コマの次の30分コマ終了時刻までに送信してください」となっている。「当該コマの次の30分コマ終了時刻までに送信」との理解で問題ないか。			三次調整力①または二次調整力②を選択する場合、簡易指令システム電源等の実績データについては「当該コマの次の30分コマ終了時刻までに送信」する認識で間違いありません。 余力活用ガイド52スライドのリード文の記載が誤っておりますので修正いたします。
6	余力活用ガイド	92スライド	確認	「余力活用に関する契約を締結している電源に関しては、一律「調整電源」として発電販売計画を提出していただけます。」となっており、 以前の「余力活用に関する契約を締結している電源”（「一次調整力」に相当する機能のみを提供する場合を除く）”に関しては、一律「調整電源」として発電販売計画を提出していただけます。」から” ”の部分が削除されているが、削除の意図は何か？ 一次調整力に相当する機能のみを提供する場合は、調整電源として扱わない（P108の通り）との認識で間違いはないか。			一次調整力に相当する機能のみで余力活用に関する契約を締結している電源については調整電源として扱わず、発生した電力量に関してはインバランス精算となります。インバランス料金の算定に当たっては発電販売計画が必要であり、削除前の記載では一次調整力に相当する機能のみで余力活用に関する契約を締結している場合に、発電販売計画は提出不要と誤解を与える可能性がありましたので削除しておりました。明確化のため余力活用ガイドに補足を追記いたします。
7	余力活用ガイド	102スライド	意見	「各リスト・パターンを用いる場合にリソースのトラブル等により、パターン番号を変更するときは、変更前のパターン番号の余力提供計画における上げ余力量および下げ余力量を“ゼロ”へ変更のうえ、余力提供計画を再提出してください。」という記載があるが、余力活用ガイドの96スライド※2の記載では「発電販売計画を提出する発電リソースの場合は入力不要」とも記載されている。 発電機リスト・パターンを用いる場合についても変更前のパターン番号の余力提供計画における上げ余力量および下げ余力量を“ゼロ”へ変更のうえ、余力提供計画を再提出する必要があるのか。			余力提供計画における上げ余力量・下げ余力量については、需要家リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン(需要リソースを含む場合に限る)の場合に提出を求めていますので、発電機リスト・パターンについては対象外となります。そのため、ご指摘のとおり、発電機リスト・パターンについては余力提供計画における上げ余力量および下げ余力量を“ゼロ”へ変更する必要がございません。ただし、実需給断面において有効な発電機リスト・パターンを把握するために、使用しない発電機リスト・パターンについては上げ余力の提供不可理由および下げ余力の提供不可理由を登録いただけます。ご指摘を踏まえて、余力の運用規程および余力活用ガイドを修正いたします。